

令和 7 年度

事業計画書

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 徳島県環境技術センター

令和 7 年度 事業計画書

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで)

〈事業計画〉

1 浄化槽による公共用水域の水質保全事業（公益目的事業 1）

（1）浄化槽法第 7 条及び第 11 条に規定する浄化槽の検査に関する事業（公 1 検査）

1）県民の生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づき水質に関する検査を実施する。

(583,803 千円)

浄化槽法定検査受検数は、「標準契約制度」及び「(協議会)一括契約」並びに「検査継続申込」などにより検査基盤は安定しているところであるが、令和 6 年度においては、督促による受検数の伸びの鈍化により、前年度と比較してほぼ同数となる見通し。

令和 7 年度においては、「検査継続申込」や「口座振替」を推進することで、検査基盤を更に強化し、財務基盤の安定化を図る。加えて、検査員による直接訪問や、電話による受検勧奨により、督促検査数を向上させる。さらに、電話アポインターに配付する対象リストの整備と優先順位付けを行い、効率的かつ効果的に受検率向上策に取り組み、目標数を対前年度比（令和 6 年度）2,200 基増の 99,000 基を目指す。

《検査目標》

区 分	目標数	備 考
7 条検査	1,950 基	受検率 100%
11 条検査	97,050 基	
合 計	99,000 基	

2) 浄化槽法定検査の受検指導に関する事業

① 法定検査受検率向上事業

- ・ とくしま浄化槽連絡協議会や、法定検査検討会に参画し受検率向上を目指す。
- ・ 検査員による受検勧奨や、電話番号不明等の不通施設への直接訪問を実施する。
- ・ 電話アポインターを活用し、手薄な時間帯に連絡するなど効果のある受検勧奨を実施する。
- ・ 電話アポインターには検査員に優先的に渡している獲得率が高いリストを早期に解放し、重点的な対応を行いやすくする。
- ・ 調査員により、管理者不明施設の調査を行い、連絡不通施設の減少に努める。
- ・ 会員企業と連携し、法定検査の一斉検査を実施し、管理者の理解を深める。

- ・特別認定管理士制度（採水員制度）を活用し、受検率の向上を図る。
- ・各種講演会、研修会に参加し、職員の技術力向上を図り、受検率向上を図る。
- ・県水環境整備課職員と未受検施設への同行指導を実施し、効果のある受検勧奨を実施する。

②受検継続事業

- ・標準契約制度や、一括契約協議会（那賀町・神山町）により受検継続を推進する。
- ・県と標準契約書の見直しを図り、会員と連携し受検率向上・受検継続を推進する。
- ・これまで効果が現れている「継続申込契約」「口座振替」を推進する。

③未収金対策事業

- ・標準契約の未収対策として、7条検査及び1、2回目の11条検査時に口座振替の推進を積極的に行うなど、効果のある未収金対応を実施する。

④受検率向上事業（新規）

- ・会員企業（清掃事業者）との連携により、QRコードステッカーの貼付が拡大される新たな事業を検討し、未受検者へのアプローチを強化する。

3）検査台帳の整備、データ管理事業（公1台帳整備）

①浄化槽台帳整備事業

- ・無届け浄化槽の調査を継続し、浄化槽台帳の拡充を図る。
- ・無届け浄化槽の設置者に対する届出指導及び受検勧奨を行う。
- ・新設浄化槽設置者に対し、使用開始報告書提出の徹底を求め正確な情報収集を図る。
- ・台帳精査担当者を配置し、現地調査や法務局調査や下水道台帳の突合作業、所有者変更、廃止など浄化槽データ更新を行い、常に正確な台帳の維持を行う。

②浄化槽台帳高度化事業

- ・「清掃DXシステム」の浸透を図るため、清掃業者に対し運用状況の聞き取りを行い、課題等の抽出と改善を検討する。
- ・「保守点検DXシステム」を開発し、令和7年度中に本格運用を目指す。（新規）
- ・令和8年度の「施工DXシステム」導入に向け、仕様等の検討を行う。（新規）
- ・受検率向上事業（新規）により、既存浄化槽へのQRコードステッカーの貼付が拡大される新たな事業を導入し、台帳整備の高度化を推進する。
- ・検査案内や検査結果報告、法定検査に関する書類等、デジタル化の導入に向けた検討を行う。
- ・タブレット導入による法定検査業務の効率化を検討する。

③県の委託事業による「災害応急調査DXシステム」を開発する（新規）

（2,054,800円）

- ・災害応急調査の結果をDXシステムにより台帳システムと連携し、速やかな被災浄化槽の復旧支援に結びつける。
- ・災害時に、二次元コードを活用して施設の特定を行うことを想定しているため、玄関

に他のステッカーが貼られていたら、玄関への貼付は試験的に留守宅においても実施する。(既に貼付済み施設も含む)

4) 不適正浄化槽の改善確認、水質改善の調査研究(公1改善指導)

①「不適正判定」浄化槽の対応

- ・機能回復を図るため、漏水や破損、勾配不良等、構造上の不備が適正に改善されているか追跡調査を行う。
- ・未改善施設については、翌年度の検査時に、改善方法に関する指導・助言等が的確に実施出来るよう、具体的な改善手法について検討し、助言を行う。

②機能評価検査の実施

- ・BOD超過施設については、機能評価検査を実施し原因を究明、改善策を提示する。
- ・また必要に応じ、現場での水質改善実験等を行い、その原因を除去あるいは緩和する方策を調査・研究する。

③特定既存単独処理浄化槽の対応(新規)

令和元年6月の浄化槽法の一部改正で規定された特定既存単独処理浄化槽に対する措置について、県とともに判定基準や実務的な手法を検討する。また、特定既存単独処理浄化槽の判定基準に対応するため、徳島県の法定検査システムのアップデートを行う。

(2) 浄化槽の機能保証制度に関する事業(公1保証) (2,355千円)

1) 機能保証制度の推進

- ・機能保証登録証と制度説明パンフレットの送付により、設置者に浄化槽機能保証制度の周知を図り、積極的にこの制度のPRを行う。

(3) 浄化槽の適正施工・維持管理の啓発・相談等(公1啓発)(10,246千円)

1) 県の委託事業

- ①支所において浄化槽各種届出書の受付及び事前審査を行いデータ入力を実施する。
- ②未受検者に対する「行政からの受検督促文書」を送付する。
- ③新たに浄化槽を設置した管理者に向けた「浄化槽教室」を開催し、標準契約制度の周知や、浄化槽の取扱い注意事項の説明、浄化槽法、維持管理の重要性を周知する。
- ④不適正浄化槽に対する相談対応や現場指導、及び改善確認等を実施する。

(8,020千円)

2) 県の指定事業

- ・浄化槽管理士研修の開催

受講の申請や料金の手続き、講師等の準備については、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が取り纏める方式を採用し開催する。

(676千円)

3) 浄化槽なんでも相談窓口

- ・県民や行政担当者からの「疑問」や「相談」などの幅広い問い合わせに対応する。
- ・浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に取り組む。
- ・相談内容を基に「質問と回答集」を作成し、情報提供の充実に図る。

4) 徳島市委託事業

- ・転換補助金制度のパンフレットを配布し、浄化槽の転換を推進する。(350千円)
- ・補助金対象施設の浄化槽設置にかかる事前確認検査・設置後確認検査を実施する。
(450千円)

5) 東みよし町委託事業

- ・東みよし町公共浄化槽等整備推進事業(PFI方式)にかかる浄化槽工事の中間検査、完了検査を実施する。
(500千円)

6) (公財)日本環境整備教育センター委託事業

- ・浄化槽実地調査事業
使用されている浄化槽の性能評価を目的として、7条検査等を通じて浄化槽の機能調査を実施しそのデータを浄化槽メーカーにフィードバックし、製品の改善と機能の向上を図る。
(250千円)

(4) 浄化槽に関する講習会・研修会の開催(公1講習会)

1) 行政担当者説明会

浄化槽の現状や事例の報告、情報提供等を目的に、市町村等の行政担当者を対象とした浄化槽説明会を開催する。

2) 浄化槽実務者研修会

浄化槽の仕組みや水質機器の操作方法、標準記録票(保守点検・清掃)の取扱などの研修会を開催する。

(5) 浄化槽に関する情報の収集、情報誌の発行事業(公1情報収集)

1) みどりの発行

センターの事業活動や浄化槽に関するデータや最新情報、法律改正、行政の動向など必要な情報を提供するため、情報誌「みどり」の発行を行う。

2) SNSの発信

SNSを活用して浄化槽のしくみや汚水処理に関する情報を発信し、合併浄化槽への転換促進や、浄化槽の適正な維持管理の推進を図る。

3) ホームページの掲載

- ・ホームページを通じて、法人の事業や活動状況を広く一般県民にPRするとともに浄化槽の重要な役割を周知し、業界のイメージアップを図る。
- ・法定検査結果の分析や統計処理を行い、HPで公表すると共に、浄化槽に関する課題や問題点に対する改善策等を提案する。

(6) 地域の水環境保全のため、浄化槽の普及を図る事業（公1普及促進）

1) とくしま浄化槽連絡協議会

県、市町村、関係団体とともに、浄化槽の普及促進や、適正な維持管理の推進、浄化槽の様々な課題について議論し、効果的な方策を検討する。

2) 環境省「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」の推進

該当する管理者及び関係業者に対し、補助金交付に関する案内や受付審査を行う。

(7) その他地域の水環境保全、公衆衛生の意識高揚を図るための事業（公1水質保全）

1) ボランティア活動

- ・徳島県環境検査センター周辺の清掃・美化活動（年4回）
- ・リフレッシュ瀬戸内の清掃活動（6月）

2) 学校での浄化槽教育

- ・徳島県の学校教育に「浄化槽教育」を組み入れるよう要望する。
- ・センターにおいても教育カリキュラムに協力する。

3) 地域住民とのふれあい活動

- ・地元地域で開催される「六右衛門まつり」に参加し、地域住民との交流を深める。

4) 水質調査費補助

公共用水域や浴場、プール等に、公衆衛生上問題が生じる可能性がある場合、検査費用の一部を補助し、公衆衛生の意識高揚を図る。

5) 各種委員会・協議会への参加

- ・みなみから届ける環づくり会議
- ・瀬戸内海湾灘協議会
- ・污水处理人口対策会議
- ・徳島県危機管理総合調整会議

6) 防災対応

①防災訓練

復旧支援協定等の災害協定の内容が適切に運用できるよう、センター内部のマニュアルの整備・点検を行う。センター職員の防災意識を高めるために、教育及び訓練を行う。

- ・9月 徳島県総合防災訓練
- ・1月 徳島県防災図上訓練
- ・四国地区全浄連防災図上訓練（新規）

②新たな災害支援体制の構築（新規）

- ・県内では補えきれない大規模災害への備えに対し、隣県（四国四県）との相互支援協定の締結に向け取り組む。

③初動体制の強化

- ・災害発生時に組織として迅速かつ適切な対応が取られるよう、平時からの初動体制を確立する。

2 計量証明事業（収益事業1）

（38,000千円）

（1）計量証明事業及び建築物飲料水水質検査事業

1）計量証明事業

一般住民又は事業所、浄化槽保守点検業者等からの依頼により、計量法第107条の規程による計量証明書を発行するなど計量証明事業を実施する。

2）飲料水の水質検査

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第4号の規程による飲料水の水質検査を実施する。

3）旧吉野川流域下水道の指定管理

指定管理者の共同事業体（旧吉野川流域下水道施設管理運営グループ）構成員として、水処理施設・汚泥処理施設の運転管理上必要な試験検査等「水質等管理運営業務」を実施する。

（9,108千円）

3 受託講習会及び業務効率化支援並びに各種用紙・物品販売事業（収益事業2）

（1）各種用紙販売事業

（2,700千円）

①各種用紙の印刷販売

浄化槽保守点検業者登録申請用書、浄化槽工事業登録（届出）申請書および浄化槽工事業登録（届出済）票、浄化槽設置届出書、維持管理標準契約書、保守点検記録票、清掃記録票等。

②関係法令集の編集・販売

関係法令等の周知を図るため、浄化槽取扱要綱等関係法令集、汚水量算定要領等の編集・発行（配布又は販売）を行う。

（2）物品販売事業

（3,900千円）

浄化槽の施工・保守点検・清掃の業務を行う上で、効率的且つ利便性の高い資材・物品等の企画・製造・販売を行う。

（3）底板販売事業

（6,000千円）

浄化槽メーカーと連携を図り、県が策定した「徳島県版浄化槽施工マニュアル」を遵守した適正な施工を推進するため、会員企業等に対して、浄化槽用PC底板を販売

する。

(4) 浄化槽関係技術者の育成と技術向上に関する事業

(350千円)

1) 資格者の育成

- ①浄化槽設備士試験合格に向けた「受験対策講習会」を開催する。
- ②浄化槽特別認定管理士講習会を開催する。
- ③浄化槽特別認定設備士講習会を開催する。
- ④業務関連資格に合格するための支援として、受験対策講習会を開催する。

2) 講習会等の実施

有資格者（浄化槽管理士・設備士）や浄化槽関係従事者を対象に、技術の向上を目的として講習会や現地研修会を開催する。

3) インターンシップの受け入れ

浄化槽業界の次世代の担い手育成のため、インターンシップ制度や職業体験を実施し、浄化槽業界の存在意義をPRする。また、合同就職説明会等の情報を会員に周知し、業界の若年労働者雇用促進を図る。

4) 徳島県への職員出向（継続）

県との人事交流として職員を出向させ、広い視野と新たな識見を身につけ、職員のレベルアップを図るとともに、浄化槽にかかる課題解決や、新たな取り組みに向けた協力体制を築き、信頼関係を構築する。

(5) 汚水処理施設の管理及び技術指導に関する事業

1) 旧吉野川流域下水道の指定管理

- ①指定管理者の共同事業体（吉野川流域下水道施設管理運営グループ）構成員であるテスコ株式会社へ当センター職員を出向させ、旧吉野川流域下水道「管理運営業務」に従事し、下水道管理の技術取得するとともに、職員の技術力の向上を図る。

- ②センターが担う水質及び運転管理業務を通じて、処理場の運転コスト削減（管理運転の最適化）に向け積極的に取り組む

②協同企業体の構成員としての防災対応に協力する隊をセンターが担う水質及び運転管理業務を通じて、処理場の運転コスト削減（管理運

(6) 浄化槽関係業者の事業の適正化及び効率化等を支援する事業

1) 特別認定管理士・特別認定設備士

『特別認定管理士証』『特別認定設備士証』等の資格者証を発行し、資格者の地位向上と差別化を図る

5) PC コンクリート底板の普及促進

PC底板コンクリートによる底板工事を普及させることで、施工業者の負担軽減と、適正な施工の推進を両立する。

4 管理部門

(1) 法人運営に関する事業

(6, 070千円)

1) 会員

運営に必要な財源を確保するため、次の事業を行い、組織の基盤強化を図る。

- ①会員の入会促進を図る。
- ②地域単位での会員活動の活性化を図る。
- ③各部会や地区報告会を開催し、会員からの要望や意見を取りまとめ、「とくしま浄化槽連絡協議会」を通じ、行政等に対し提案や要望を行う。
- ④全浄連ニュース等各種最新情報を提供する。
- ④浄化槽設備士会、浄化槽管理士会と連携し、無資格者による設置工事及び保守点検業務の排除を検討、資格者の地位向上を図る。

2) 業務執行体制の整備と強化

- ①定期社員総会及び定期理事会（年12回）の開催
必要に応じ臨時社員総会及び臨時理事会を開催する。
- ②常任理事会の開催
理事会に提出すべき議案、その他重要な職務執行に関する事項を協議・検討するため必要に応じて常任理事会を開催する。
- ③部会の開催
すべての会員が、意見交換や要望が出来るよう、所属する部会ごとに会合の場を設け、業界発展に向けて推進する。
- ④監査の実施
事業報告・決算に関して監査を実施する、必要に応じ中間監査等を実施する。

3) 職員教育等

- ①新人研修
新人職員に対し、OJTを中心とした業務に即した具体的指導を実施する。
- ②交通安全研修
警察や保険会社等から講師を招き、交通安全研修を実施する。
- ③コンプライアンス研修
職員に個人情報保護法および関係法令に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る
- ④エコアクション21
マネジメントシステムを遵守しながら、職員に対する廃棄物排出量や節電等、環境への取り組み意識の高揚を図る。
- ⑤勉強会等の実施

職員の業務知識及び技術の向上のため、定期的な勉強会及び考査を実施する。

4) 支所の業務

設置届出関係書類の受付以外に底板その他物品販売業務等の業務を担当する。
令和7年度の勤務体制は別表1のとおりである。

5) その他

①事業継続計画（BCP）

センターのBCP（事業継続計画）を見直し・更新するとともに、被災時の対応マニュアルに基づく避難訓練を実施する。

②業務改善・効率化

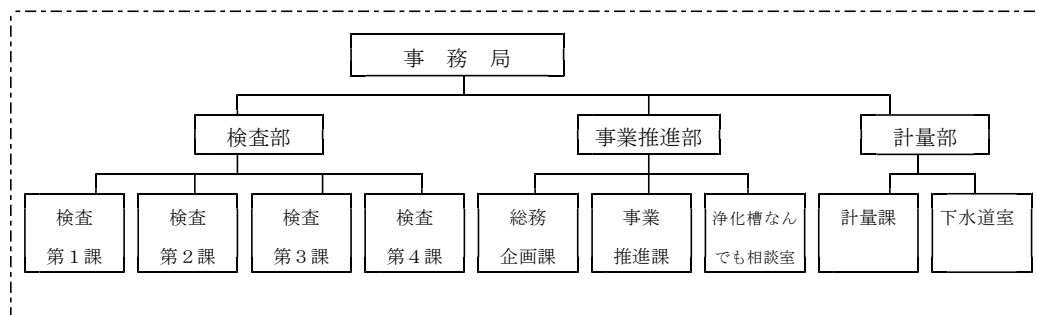
現在の業務内容やプロセスを分析することによって、業務の見直しや改善点を洗い出し、働き方改革とともに経費削減・効率化を図る。

- ・検査業務の効率化検討（検査機器校正方法・休日対応など）
- ・電話対応の負担を軽減するための音声ガイダンスの導入検討
- ・通知文書の電子化などペーパーレス化に向けた業務の見直しやシステム開発の検討

6) その他当法人の目的を達成するための事業

前記事業の他、当法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

7) 事務事業の執行体制



【別表 1】

支所の勤務体制

管轄	支所名	受付時間	担当	備考
東部保健 福祉局	徳島	AM 8:30 ～ PM 5:30	3 人	
	阿北	AM 8:30 ～ PM 4:00	1 人	
南部	阿南	AM 8:30 ～ PM 5:30	1 人	
西部	美馬	AM 8:30 ～ PM 5:30	1 人	